平成２８年（フ）第２９０号
神戸市垂水区塩屋町９丁目24番２号
債務者　定　小百合
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３０８号
神戸市長田区細田町７丁目１番12号川瀬マンション402号
債務者　熊谷　怜子（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５２号
兵庫県川西市新田３丁目９番４号
債務者　竹脇　政美
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１８１号
兵庫県尼崎市食満２丁目17番７―307号
債務者　正木美由紀
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１９１号
兵庫県尼崎市栗山町１丁目23番１―407号、住民票上の住所兵庫県尼崎市南塚口町７丁目１番14―409号
債務者　山下　克弘
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１９２号
兵庫県尼崎市栗山町１丁目23番１―407号、住民票上の住所兵庫県尼崎市南塚口町７丁目１番14―409号
債務者　山下真砂美
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２０２号
兵庫県西宮市甲子園浦風町２番20―102号
債務者　木瀬真奈美（旧姓南）
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２号
東京都府中市小柳町３丁目13番地の38、旧住所鳥取県米子市錦町３丁目105番地７（1101号）
債務者　來間　　敬
1　決定年月日時　平成28年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第６７号
鹿児島県鹿児島市光山２丁目22番15号
債務者　荒木きぬ子
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第６６号
沖縄県那覇市西３丁目９番２―407号　県営三重城市街地住宅
債務者　志良堂奈緒（旧姓松茂良）
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１３号
秋田県能代市字寿域長根13番地２　シティコーポ95　202号
債務者　小林　伸吾
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２８年（フ）第１９号
福島市森合字東上古屋２番地の１
債務者　山田　卓也
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第３５号
千葉県銚子市橋本町2247番地
債務者　小林千惠子
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第４３号
千葉県匝瑳市上谷中2222番地１　マイハイツ105号
債務者　川村　　勝（旧姓大橋）
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第６８号
新潟市秋葉区程島931番地
債務者　風間　智子
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７５号
新潟市東区新石山１丁目11番地１　すずかけ212号
債務者　小島　幸惠
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
新潟地方裁判所民事部